

6. 提出書類

全員必須	入所申込書(電子申請の場合は不要)
	要件証明書類
該当者のみ	該当者証明書類



様式集はコチラから▶

● 要件証明書類…全員必須

要件	必要書類	注意事項
就労	就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> 保護者1人につき1枚必要 就労先の担当者が作成 <ul style="list-style-type: none"> ※本人が事業主である場合を除き、本人作成無効 復職予定日の記載がある場合は、後日追加で『復職証明書』の提出が必須 在職証明書、会社独自様式のもの不可 【必須項目】 証明日、事業所名、記載者連絡先、雇用(予定)期間等、就労時間(月間64時間以上または週間16時間以上)、就労時間帯(14時以降に終業(夜勤除く))
出産	出産児の母子手帳のコピー	父母氏名、分娩予定日がわかるページ
疾病・障がい	診断書 or 手帳のコピー	<ul style="list-style-type: none"> 診断書は以下4点の記載必須 ①病名 ②病状 ③必要な療養期間(※未記載の場合は、入所許可期間を証明日から3か月) ④保育ができない旨
介護・看護	介護・看護状況申告書 ※様式はHPからダウンロード + 診断書or手帳、介護保険証のコピー	<ul style="list-style-type: none"> 診断書は以下4点の記載必須 ①病名 ②病状 ③必要な療養期間(※未記載の場合は、入所許可期間を証明日から3ヶ月とします) ④家族による常時介護・看護が必要な旨
災害復旧	申立書	災害復旧に従事し、保育ができない旨がわかる経緯及び期間を記載
求職中	—	—
就学・職業訓練	在学証明書or受講決定通知書 + カリキュラムor時間割のコピー	<ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする期間・日数及び時間がわかるもの カルチャースクール等は対象外

● 該当者証明書類…該当者のみ

※同世帯の20歳以上65歳未満(入所日時点)の者の書類は提出不要

該当事由	必要書類	注意事項
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書	—
ひとり親家庭 (戸籍変更済)	児童の戸籍謄本 or 離婚受理証明書	<ul style="list-style-type: none"> 児童の親権者が明示されているものが必要(毎年度提出必須) 児童扶養手当証書や住民票は、親権が確認できないため不可 戸籍謄本は証明日を含め、全ページを提出
ひとり親家庭 (戸籍未反映)	裁判所からの呼び出し状のコピー or 夫婦関係等調整調停申立書のコピー	<ul style="list-style-type: none"> 親権者の一方が別居していることが必要。 同居している場合はこの事由に該当しないため、就労証明書等の要件証明書類の提出が必要。
手帳所持の方がいる世帯	障害者手帳等のコピー	<ul style="list-style-type: none"> 児童が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持の場合は必須 ※同世帯員については、提出があれば審査時に加点されます。

【注意】以下の場合に入所が不許可となる可能性があります。

- ・必要書類の提出がない
- ・提出された書類がその「注意事項」に従っていない
- ・アフタースクール課からの修正依頼に対し、対応しない
- ・個別の事情により、証明書類の発行を意図して行わず、提出しない
- ・他課に書類が提出済であることを理由に、アフタースクール課からの提出依頼を拒否する